

業務委託に係る最低制限価格等の改正について

1 対象となる業務と適用制度

最低制限価格制度：建物清掃業務，人的警備業務，給食調理業務，その他市長が認める業務
低入札価格調査制度：建物清掃業務のうち，総合評価落札方式による業務

2 最低制限価格および低入札調査基準価格等の設定基準の改正

【最低制限価格制度】

改正前の設定基準	改正後の設定基準
定率方式(予定価格の4分の3)	積上げ方式 (費用の区分に応じた算定方式) <ul style="list-style-type: none">・直接人件費の90%・直接物品費の90%・業務管理費の70%・一般管理費の70%・上記以外の経費の80%の合計額 予定価格の75%~90%の範囲

◆上記基準によりがたい案件については、予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。

【低入札調査価格調査制度】

《低入札価格調査基準価格》(最低制限価格設定基準と同様の基準とする。)

改正前の設定基準	改正後の設定基準
<ul style="list-style-type: none">・人件費の85%・諸経費の85%・管理費の55%・定期・特別清掃業務に係る経費の70%の合計額 予定価格の70%~90%の範囲	<ul style="list-style-type: none">・直接人件費の90%・直接物品費の90%・業務管理費の70%・一般管理費の70%・上記以外の経費の80%の合計額 予定価格の75%~90%の範囲

《低入札価格調査失格基準価格》

改正前の設定基準	改正後の設定基準
<ul style="list-style-type: none">・人件費の85%・諸経費の85%・管理費の30%・定期・特別清掃業務に係る経費の60%の合計額	<ul style="list-style-type: none">・直接人件費の90%・直接物品費の90%・業務管理費の30%・一般管理費の30%・上記以外の経費の80%の合計額

3 適用時期

令和5年4月1日以降に発注する業務委託から適用する。